

# 換価の猶予 申請の手引

## ○申請による換価の猶予（根拠法令：地方税法第 15 条の 6）

### 1 換価の猶予の要件

次の(1)~(5)の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

- (1) 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること（※1）
- (2) 納税について誠実な意思を有すると認められること（※2）
- (3) 換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと
- (4) 納付すべき市税の納期限から 6 か月以内に「換価の猶予申請書」が納税課に提出されていること
- (5) 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※3）

※1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分する等、事業経営の合理化を行った後においても、なお市税を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。

「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、市税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

※2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、申請者がその市税を優先的に納付する意思を有していると認めることができることをいいます。

※3 担保を提供する必要がある場合には、「担保提供書」や抵当権設定のための書類（不動産等を担保とする場合）等を提出する必要がありますので、詳しくは納税課までお問い合わせください。

### 2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1 年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納できると認められる期間に限られます。

換価の猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

### 3 申請のために必要な書類

換価の猶予の申請をする場合、次の書類を提出します。

- (1) 猶予を受けようとする金額が 100 万円以下の場合（※1）
  - ア 換価の猶予申請書
  - イ 財産収支状況書
- (2) 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合（※1）
  - ア 換価の猶予申請書
  - イ 財産目録
  - ウ 収支の明細書
  - エ 担保の提供に関する書類（※2）

※1 申請時点で未確定の延滞金は含みません。ただし、猶予申請までの間や猶予期間中に発生した延滞金がある場合には、納付していただくこととなりますので申請書等の分割納付計画に延滞金の納付について記入します。

※2 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類（不動産等を担保とする場合）等を提出する必要がありますので、詳しくは納税課までお問い合わせください。

#### 4 提出された申請書等の審査

納税課では、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記入されているかを確認し、猶予の承認・不承認、猶予を承認する金額・期間等の審査を行います。

##### (1) 申請書等の補正

申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記入に不備がある場合は、電話・通知等により補正をお願いする場合があります。納税課から補正通知書が送付された場合、通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取下げたものとしてみなされますので、ご注意ください。

##### (2) 申請内容の審査

申請書や添付書類に記入された内容（猶予該当事実、市税を一時に納付することができない事情の詳細、財産の状況、収支の実績見込み等）について、質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

#### 5 猶予が承認された場合

換価の猶予が承認された場合には、「換価の猶予承認通知書」と納付書が送付されますので、その通知書に記入された分割納付計画のとおり納付していただきます。

猶予が認められると、既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。

また、換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

なお、納税課での審査の結果、①申請書に記入された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ承認される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により承認される場合、又は③申請書に記入された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により承認される場合があります。

このような承認に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

#### 6 不承認となる場合

次のいずれかに該当するときは、換価の猶予を承認することができません。

なお、猶予の不承認に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

##### (1) 猶予の要件に該当しないとき

(2) 申請者について滞納処分、強制執行、破産手続等の強制換価手続が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるとき等において、猶予を受けようとする市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき

(3) 申請者が、猶予の審査をするために納税課の職員が行う質問に回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避（きひ）したとき（※1）

(4) 不当な目的で猶予が申請されたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（※2）

※1 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき」とは、具体的には、行動や言動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合等が該当します。

※2 「その申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不承認又はみなし取り下げとなった後に、同一の市税について再度猶予の申請がされたとき等が該当します。（ただし、1ページの「1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件」(1)のア～オの新たな猶予該当事実が生じたことにより徴収猶予の申請をする場合等を除きます。）

## 7 猶予期間の延長

猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由（※1）があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に納税課に延長の申請をすることにより、当初猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。申請前に納税課にご相談の上、下記の書類をご提出ください。申請受付後に審査を行い、結果を郵送します。

- (1) 猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合
  - ア 換価の猶予期間延長申請書
  - イ 財産収支状況書
- (2) 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合
  - ア 換価の猶予期間延長申請書
  - イ 財産目録
  - ウ 収支の明細書

### ※1 「やむを得ない理由」の例

- (1) 猶予をしたときには予見できなかった事実の発生により予定していた入金がなく納付できなかった。
  - ア 取引先に対する売掛金等の回収遅れ又は不能
  - イ 取引先との継続的取引契約や資産の売買契約について、契約の相手方の都合による契約解除
  - ウ 災害、病気等による売上げの減少
- (2) 猶予をしたときには予見できなかった事実の発生により臨時に支出を行ったため、納付できなかった。
  - ア 事業用機械の故障による修理又は買換えのための費用の支出
  - イ 病気等による医療費の支出
  - ウ 災害等による復旧費用の支出
  - エ 仕入れ原価又は資材等の高騰による支出

## 8 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

換価の猶予が承認された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり猶予期間が短縮されることがあります。

- (1) 猶予を受けている者について、滞納処分、強制執行、破産手続等の強制換価手続が開始されたとき、法人である猶予を受けている者が解散したとき、猶予を受けている者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるとき等において、猶予を受けている市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- (2) 猶予を受けている市税を「換価の猶予承認通知書」により通知された分割納付計画のとおりになしないうとき（※1）
- (3) 市長が行った担保変更等の求めに応じないとき
- (4) 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となったとき（※1）
- (5) 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が承認されたことが判明したとき
- (6) 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき

※1 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実（猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。）が発生した場合等、やむを得ない場合を除きます。  
やむを得ない理由がある場合は納税課へご相談ください。

## 9 猶予が不承認となった場合、猶予の取消し後の納付について

既に納期限が到来している場合は、ただちに納付してください。